

函館市浄化槽指導要綱

第1 目 的

この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号、以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）および関係法令等に定めるもののほか、函館市における浄化槽の設置、維持管理等について市の行う指導に関し必要な事項を定め、もって浄化槽に関する行政を円滑に推進し、公共用水域の汚濁等を防止するとともに生活環境および公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 指導の対象

この要綱による指導の対象は、法第2条第1号に定義する浄化槽とする。

第3 届出、報告等の取扱い

1 設置または変更の届出

浄化槽を設置またはその構造もしくは規模を変更しようとする者（以下「設置者等」という。）は、その工事に着手する前に、浄化槽設置届出書（別記第1号様式）または浄化槽変更届書（別記第2号様式）2部に次の書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 建築物および浄化槽の配置図（配管系統図を含む。）
- (2) 建築物各階平面図（建物内配管系統 図を含む。）
- (3) 浄化槽構造図および浄化槽設計仕様書。ただし、浄化槽の型式の認定に関する省令（昭和60年建設省令第11号）に基づく型式認定を受けた浄化槽を設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第1項の認定を受けた型式の型式適合認定書とする。
- (4) 地下浸透放流方式の場合は、別紙概要書および施工図を添付すること。

2 工事完了報告書

設置者等は、その工事が完了したときは、速やかに浄化槽工事完了報告書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

3 工事完了確認済通知書

市長は、浄化槽工事完了報告書の提出があった場合は、その施工状況等について検査を行い、検査の結果支障がないと認めたときは、設置者等に浄化槽工事完了確認済通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

4 使用開始報告書等

(1) 浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

(2) 法第10条第2項に規定する政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から30日以内に、技術管理者変更報告書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

(3) 浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に浄化槽管理者変更報告書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

5 廃止届出書

浄化槽管理者は、浄化槽を廃止したときは、使用廃止から30日以内に、浄化槽使用廃止届出書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

6 休止届出書

浄化槽管理者は、浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、浄化槽使用休止届出書（別記第9号様式）に清掃

の記録を添付し、市長に届け出ることができるものとする。

7 使用再開届出書

浄化槽管理者は、法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したときまたは当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときから30日以内に浄化槽使用再開届出書（別記第10号様式）を市長に提出するものとする。

第4 設計施工等

浄化槽の設置にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1 設置場所等

(1) 同一敷地内の建物に係る浄化槽は、原則として1基の設置とする。

(2) 浄化槽からの放流水は、河川、湖沼、港湾、沿岸海域等水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項の規定による公共用水域へ放流するものとする。

ただし、小型合併処理浄化槽（50人槽以下）の放流水については、放流先の流末が明確である開渠へ放流することができる。

なお、放流先の流末が明確な排水施設がないときは、十分地下浸透能力を有する土壤に覆われており、生活環境保全上または利水上支障を生じるおそれがない場所で、かつ、別記基準に適合する場合に限り、地下浸透放流とすることができる。

(3) 浄化槽からの放流水は、上水道もしくは付近住民の飲用水または農業用水の水源となる河川に放流できないものとする。ただし、小型合併処理浄化槽（50人槽以下）の放流水については、この限りでない。

(4) 浄化槽の設置場所は、維持管理に支障がなく、騒音、悪臭等の防止および周辺環境を保全できる場所とする。

(5) 宅地造成に伴う住宅団地等を一括する浄化槽を設置する場合は、前各号によるほか、次に掲げるところによる。

ア 設置場所については、風向きおよび区画割り等に留意し、隣地境界からの距離を考慮するとともに、振動や騒音の防止に努めること。

イ 維持管理および安全のため、浄化槽の周囲には危険防止さく等を設け関係者以外は立ち入りできないようにすること。

ウ 浄化槽に係る施設の管理者を明確にし、維持管理に支障をきたさないようにすること。

2 処理対象人員の算定等

処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 町会会館は地域の祭事等、多人数が集会する用途実態から、この特殊性を考慮し、「集会場」の算定式を適用する。

(2) 建築物に変更がなされた場合、次に掲げる条件のすべてを備えているときは、既存の浄化槽の継続使用を認めるものとする。

ア 変更後の建築物に係る汚水量が、既存の浄化槽の最大汚水量を超えないこと。

イ 変更後においても、水質基準が、既存の浄化槽のものと同等またはそれ以下となることが設計計算により明確となる場合。

(3) 一戸建て一般住宅（台所が2ヵ所以上あり、かつ、浴室が2ヵ所以上ある住宅を除く。）に浄化槽を設置する者で、延べ床面積が130㎡以上で7人槽となる場合の5人槽への人槽算定の緩和については、平成13年2月8日北海道建設部建築指導課長通知に基づき、当該住宅が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、建築確認申請および浄化槽設置届出書に、「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」（別記第11号様式）、「一戸建て一般住宅の浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い」（別記第12号様式）および「誓約書」（別記第13号様式）を添付させることにより行うものとする。

ア 浄化槽設置時点での居住人員および将来の居住人員が5人以下であること。

イ ピーク月における1日当たりの平均水道使用量が850リットル以下であること。

(4) 一戸建て一般住宅（台所が2ヵ所以上あり，かつ，浴室が2ヵ所以上ある住宅に限る。）に浄化槽を設置する者で，当該住宅が10人槽となる場合の7人槽への人槽算定の緩和については，当該住宅が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に，建築確認申請および浄化槽設置届出書に「一戸建て一般住宅の浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い」（別記第12号様式）および「誓約書」（別記第14号様式）を添付させることにより行うものとする。

ア 浄化槽設置時点での居住人員および将来の居住人員が7人以下であること。

イ ピーク月における1日当たりの平均水道使用量が1,400リットル以下であること。

(5) 住宅以外の建築物の人員算定の緩和については，「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により判断し，ただし書を適用する場合は，関係機関と協議の上，個別に判断するものとする。

3 浄化槽の構造

浄化槽の構造は，建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第35条の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものとするほか，北海道浄化槽指導方針による。

4 放流水水質基準

浄化槽からの放流水の水質基準は，次の表のとおりとする。ただし，他の法令等が同表に掲げる基準より厳しい基準を定めていると

きは、当該基準によるものとする。

処理対象人員	生物化学的酸素要求量	処理方法
全ての人槽	20 mg/l以下	合併処理

5 施工

- (1) 通気口は雪害等により通気に支障をきたさない構造とする。
- (2) 送風機は、堅固なものに固定させ、通気を良くし、雪害等により支障をきたさないようにする。
- (3) セット型浄化槽を設置する場合の基礎は、コンクリート等の堅固なものとする。

6 保守点検の報告

函館市長は、法および函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年函館市条例第23号）に基づき、浄化槽の維持管理について、随時に浄化槽管理者または浄化槽保守点検業者に対し報告を求めることができる。

第5 その他

1 公共下水道への切替え

浄化槽の設置場所が公共下水道処理区域として告示された場合は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条に基づき遅滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道による処理に切り替えるものとする。

2 指定検査機関

函館市における法第7条および第11条に基づく浄化槽の水質検査は、次に掲げる北海道知事指定検査機関が行う。

函館市内を所管する検査事務所

名称 公益社団法人 北海道浄化槽協会 函館検査事務所

所在地 北斗市七重浜7丁目9番14号

電話 49-7769

附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

改正 平成元年5月1日

改正 平成5年5月1日

改正 平成14年4月1日

改正 平成17年4月1日

改正 平成18年2月1日

改正 平成24年4月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和4年4月1日

別記基準

地下浸透放流に関する基準

1 地下浸透放流が認められる区域等

- (1) 都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域の区域外であること。
- (2) 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域の区域内で、次のいずれかの住宅等に設置されるものであること。
 - ア 農業、林業もしくは漁業を営む者の住宅および兼用住宅
 - イ 市街化調整区域の指定前から存する住宅および兼用住宅
 - ウ 市街化調整区域の指定後に都市計画法に適合して建築された住宅および兼用住宅
- (3) 設置場所は浸透した処理水で、地滑り災害等が発生するおそれがない地域とすること。

2 地下浸透放流に関する構造基準等

- (1) 地下浸透放流に関する構造基準は、昭和55年建設省告示第1292号第5の二から七までの規定によること。
- (2) トレンチは、原則として凍結深度以下とすること。
- (3) トレンチは、隣地境界線から5メートル以上離すことを原則とし、隣地の土地所有者等の承諾を得た場合であっても、1メートル以上離すものとする。

別紙

地下浸透放流設備概要書

地下浸透放流をするため、設備等の状況等について1のとおり確認済みであるとともに、当該放流設備等について2のとおり計画します。

	確認・計画事項	確認・計画内容
1 設置場所 の状況等	①設置場所から30m以内の井戸等の飲料水源	有・無
	②設置場所の雨水の滞留	有・無
	③放流水の敷地外流出のおそれ	有・無
	④浸透水による地滑り災害等発生のおそれ	有・無
	⑤地下水位	地表から約 m以深 (≥ 1.5 m)
	⑥凍結深度	約 cm
2 地下浸透 放流設備 等の概要	①浸透面積	m ² 以上
	②トレンチの深さ（トレンチの深さが凍結深度より浅い場合はその理由）	約 cm 理由
	③トレンチの長さ	約 m未満 (≤ 20 m)
	④トレンチ中心線の間隔	約 m以上 (≥ 2 m)
	⑤隣地からのトレンチ距離	約 m以上 (≥ 5 m)
	⑥浸透状況の確認方法	
	⑦維持管理の概要	
	⑧浸透不良となった場合の措置	

浄化槽設置届出書

年 月 日

函館市長 様

設置者の住所

氏名

電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	函館市		
2 種類	①国土交通大臣型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3 処理の対象	①し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	㎡		
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
	人員算定の緩和の有無	有 ・ 無	
6 処理能力	イ, 日 平 均 汚 水 量	m ³ /日	
	ロ, 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ, 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透(地下浸透放流設備概要書添付) ⑥その他()		
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
9 保守点検を行う予定の浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
10 着工予定年月日	年 月 日	11 使用開始予定年月日	年 月 日
12 付近の見取図			
13 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

- (注意) 1 2欄, 3欄及び7欄は, 該当する事項を○で囲むこと。
 2 12欄は, 設置位置, 放流経路, 放流先, 方位, 道路及び目標となる地物を明示すること。
 3 13欄は, 処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

浄化槽変更届出書

年 月 日

函館市長 様

設置者の住所

氏名

電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	函館市		
2 設置届出年月日	年 月 日		
3 変更の内容及び理由			
4 種類	①国土交通大臣型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
5 処理の対象	①し尿及び雑排水		
6 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	㎡		
7 処理対象人員及び算定根拠	人		
	人員算定の緩和の有無	有 ・ 無	
8 処理能力	イ、日 平 均 汚 水 量	m ³ /日	
	ロ、生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ、放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
9 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 (地下浸透放流設備概要書添付) ⑥その他 ()		
10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		
	登録番号		
11 保守点検を行う予定の浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		
	登録番号		
12 着工予定年月日	年 月 日	13 使用開始予定年月日	年 月 日
14 付近の見取図			
15 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

- (注意) 1 4 欄, 5 欄及び9 欄は, 該当する事項を○で囲むこと。
 2 14 欄は, 設置位置, 放流経路, 放流先, 方位, 道路及び目標となる地物を明示すること。
 3 15 欄は, 処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

浄化槽工事完了報告書

年 月 日

函館市長 様

設置者（浄化槽管理者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付で設置（変更）の届出をした浄化槽の工事が完了したので、次のとおり報告します。

記

- | | | | | | |
|---|----------------------------------|-----------|-------------------|----|---|
| 1 | 浄化槽の型式及び規模 | 単独又は合併の別 | (単独・合併) | | |
| | | 浄化槽の名称 | | | |
| | | 浄化槽の処理の方法 | | | |
| | | 処理対象人員 | 人 | | |
| | | 汚水量 | m ³ /日 | | |
| 2 | 浄化槽設置場所 | 函館市 | 町 | 丁目 | 番 |
| 3 | 浄化槽工事業者氏名又は名称登録番号 | | 第 | | 号 |
| 4 | 浄化槽保守点検を行う予定の業者氏名又は名称 | | | | |
| 5 | 自ら保守点検を行うときは、浄化槽管理士免状取得年月日及び登録番号 | | 年 | 月 | 日 |
| | | | 第 | | 号 |
| 6 | 検査希望日 | | 年 | 月 | 日 |

浄化槽工事完了確認済通知書

第 () 号
年 月 日

浄化槽設置者

様

函館市長

年 月 日付で工事完了報告のあった浄化槽について、設置（変更）の届出のとおり設置していることを確認したので通知します。

記

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 浄化槽の型式及び規模 | 単独又は合併の別 (単独・合併) |
| | 浄化槽の名称 |
| | 浄化槽の処理の方法 |
| | 処理対象人員 人 |
| | 汚水量 m^3 /日 |
| 2 設置場所 | 函館市 町 丁目 番 |
| 3 設置届年月日 | 年 月 日 |
| 4 使用開始年月日 | 年 月 日 |
| 5 技術管理者氏名 | |

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

函館市長 様

浄化槽管理者

住 所

氏 名

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1号の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------|-----------|-------------------|
| 1 浄化槽の型式及び規模 | 単独又は合併の別 | (単独・合併) |
| | 浄化槽の名称 | |
| | 浄化槽の処理の方法 | |
| | 処理対象人員 | 人 |
| | 汚水量 | m ³ /日 |
| 2 設置場所 | 函館市 | 町 丁目 番 |
| 3 設置届年月日 | 年 | 月 日 |
| 4 使用開始年月日 | 年 | 月 日 |
| 5 技術管理者氏名 | | |

注 5については、浄化槽法第10条第2項に規定する政令で定める規模の浄化槽（501人以上）の場合のみ記入のこと。

添付書類

環境省関係浄化槽法施行規則第5条第1項に規定する使用開始直前の保守点検を完了したことを証する書類の写し。

技術管理者変更報告書

年 月 日

函館市長 様

浄化槽管理者

住 所

氏 名

浄化槽の技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第2号の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|------------|-----------|-------------------|
| 1 | 浄化槽の型式及び規模 | 単独又は合併の別 | (単独・合併) |
| | | 浄化槽の名称 | |
| | | 浄化槽の処理の方法 | |
| | | 処理対象人員 | 人 |
| | | 汚水量 | m ³ /日 |
| 2 | 設置場所 | 函館市 | 町 丁目 番 |
| 3 | 設置届年月日 | 年 | 月 日 |
| 4 | 変更年月日 | 年 | 月 日 |
| 5 | 変更前の技術管理者 | 氏 名 | |
| 6 | 変更後の技術管理者 | 氏 名 | |

添付書類

当該技術管理者の資格を証する書類の写し。

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

函館市長 様

浄化槽管理者

住 所

氏 名

浄化槽管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第3号の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|------------|-----------|-------------------|
| 1 | 浄化槽の型式及び規模 | 単独又は合併の別 | (単独・合併) |
| | | 浄化槽の名称 | |
| | | 浄化槽の処理の方法 | |
| | | 処理対象人員 | 人 |
| | | 汚水量 | m ³ /日 |
| 2 | 設置場所 | 函館市 | 町 丁目 番 |
| 3 | 設置届年月日 | 年 | 月 日 |
| 4 | 変更年月日 | 年 | 月 日 |
| 5 | 変更前の管理者氏名 | | |
| 6 | 変更後の管理者 | 住所 | 町 丁目 番 号 |
| | | 氏名 | |
| 7 | 変更の理由 | | |

別記第8号様式

様式第一号の三（第九条の五関係）

<h3>浄化槽使用廃止届出書</h3>	
年 月 日	
函 館 市 長 様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※ 事務処理欄	
(注意)	
1 ※欄には、記載しないこと。	
2 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第9号様式
様式第一号（第九条の三関係）

<h2 style="margin: 0;">浄化槽使用休止届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">函 館 市 長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p style="margin: 0;">浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第11条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	年 月 日
4 休止の予定年月日	年 月 日
5 休止の理由	
6 再開の予定年月日	
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日
	撤去を実施した者の氏名または名称
※ 事務処理欄	
<p>(注意)</p> <p>1 ※欄には、記載しないこと。</p> <p>2 2欄は、該当する事項を○で囲むこと。</p> <p>3 4欄は、電気または水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。</p>	

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第 10 号様式

様式第一号の二（第九条の四関係）

<h3>浄化槽使用再開届出書</h3>	
年 月 日	
函 館 市 長 様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	年 月 日
4 再開の理由	
※ 事務処理欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

J I S のただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト

<p>今回、浄化槽の設置を予定している下記建築物は、建築物の使用状況から判断し、尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302）の算定人員では明らかに実状に添わないので、住宅部分の算定人員を 5 人とします。</p> <p>なお、下記に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">浄化槽設置者氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">（ 署 名 ）</p>		
設置場所	浄化槽設置届出書 _____ に記載のとおり。 浄化槽確認申請（計画通知）設計概要書	
浄化槽設置建築物の概要	用途	1 一戸建専用住宅 2 一戸建併用住宅
	規模 (延べ面積)	住宅部分 _____ m ² その他の部分 _____ m ²
	居住人員	浄化槽設置時点での居住人員 _____ 人・・・(a)
	子供の出生等により世帯人員が増加する予定の有無等	1 予定がない。 2 予定がある。 予定がある場合、増加後の居住予定人員 _____ 人・・・(b)
	井戸水等の使用の有無	1 使用していない。 2 使用している。
	概ね過去 1 年間におけるピーク月の 1 日あたりの平均の水道使用量の実績 (小数点以下四捨五入)	_____ m ³ /月
備考		
市町村確認欄 ※	特定行政庁	<input type="checkbox"/> 50a + 200b + c = _____ ≤ 850
係員印	審査欄 ※	<input type="checkbox"/> a + b = _____ ≤ 5 <input type="checkbox"/> a + b = _____ ≤ 3

注 1 : ※印の欄は、記入しないでください。

注 2 : 一戸建併用住宅の居住以外の部分の人員算定は、J I S 式により算定してください。

注 3 : (a) + (b) ≤ 3 であることを要件にする場合には、住民票を添付してください。

一戸建て一般住宅の浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い

年 月 日

函館市長 様

届出者
住所
氏名(自署)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

この度、浄化槽を設置するにあたり、建築物の使用状況から屎尿浄化槽の処理対象人員が日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」による算定では明らかに実情に添わないため、ただし書の適用をお願いします。

1 設置場所所在地			
2 延べ床面積	m ²	住宅部分	m ²
		その他の部分	m ²
3 台所および浴室の設置数	台 所	カ所	浴 室
			カ所
4 居住人員	J I S の対象人員		人
	現在の居住人員		人
	将来の予定居住人員		人
5 当該住宅に居住する者 (居住予定者含む)	氏 名		続 柄

(注意)

- 1 4 欄の居住予定人員は () 書きで記載してください。また、子どもの出生等による場合は、「(出生等)」と記載してください。
- 2 添付書類
 - ・「誓約書」
 - ・「J I S のただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」(5 人槽への緩和のみ。)
 - ・直近 1 年間の「水量証明書」
 - ・住民票 (入居予定者を含む世帯員全員のもの。ただし、子どもの出生等による場合は除く。)
 - ・建物の平面図 (台所、浴室、便所が特定できるもの。)

誓 約 書

函館市長 様

年 月 日

住 所

氏 名 (自署)

この度、一般住宅の浄化槽設置にあたり、既存住宅における延べ床面積が 130 m²を超えることにより、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)」に基づく処理対象人員の算定方法では、処理対象人員が 7 人となりますが、明らかに実情に添わないため、ただし書の適用をお願いしているところです。

この適用を受け、5 人槽の浄化槽を設置した場合、適切な人槽の浄化槽へ切替・交換を自らの責任において行う必要が生じる場合があります、その場合、浄化槽設置に係る助成の対象外になる可能性があることも十分理解した上で、下記記載事項および関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 日平均水道使用量が 850 ㍓ (0.85 m³) を超えないよう管理します。
- 2 将来に亘り居住人員は 5 人以下とします。
- 3 浄化槽法に基づく指定検査機関が実施する設置後の水質検査や毎年 1 回の定期検査を受け、保守点検および清掃を適正に実施し、適切な維持管理をします。
- 4 上記 1, 2 に相違する事態となり、法定検査の結果が「不適正」となった場合、清掃の回数を増やすなど必要な対応を行い、それでもなお改善しない場合は、適切な人槽の浄化槽を入れ替えるなど、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 住宅からほかの用途へ建築物の用途を変更しようとする場合は、入れ替えなど適切な対応をします。
- 6 浄化槽管理者 (浄化槽設置者に同じ。) を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を継承します。

誓 約 書

函館市長 様

年 月 日

住 所

氏 名 (自署)

この度、一般住宅の浄化槽設置にあたり、既存住宅における台所が2カ所以上かつ浴室が2カ所以上であることにより、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」に基づく処理対象人員の算定方法では、処理対象人員が10人となりますが、明らかに実情に添わないため、ただし書の適用をお願いしているところです。

この適用を受け、7人槽の浄化槽を設置した場合、適切な人槽の浄化槽へ切替・交換を自らの責任において行う必要が生じる場合があり、その場合、浄化槽設置に係る助成の対象外になる可能性があることも十分理解した上で、下記記載事項および関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 日平均水道使用量が 1,400 ㍓ (1.40 m³) を超えないよう管理します。
- 2 将来に亘り居住人員は7人以下とします。
- 3 浄化槽法に基づく指定検査機関が実施する設置後の水質検査や毎年1回の定期検査を受け、保守点検および清掃を適正に実施し、適切な維持管理をします。
- 4 上記1, 2に相違する事態となり、法定検査の結果が「不適正」となった場合、清掃の回数を増やすなど必要な対応を行い、それでもなお改善しない場合は、適切な人槽の浄化槽を入れ替えるなど、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 住宅からほかの用途へ建築物の用途を変更しようとする場合は、入れ替えなど適切な対応をします。
- 6 浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ。）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を継承します。